

す。

【本間文書】 佐渡

一七四三

急度申届候。仍而當月二日、於京都信長父子三人切腹。依之越中・能州諸要害打明、美濃・尾張之者共悉遁失候。然間國中相殘國人等、皆々復先忠之間、爲社置与令出馬候。各爲疑心之到來之書中一書差越候。目出吉左右彌可申候。恐々謹言。

六月十一日
(天正十年)

景勝 在判

本間對馬守殿
(高季)

本間但馬守殿
(高季)

本間信濃守殿
(高季)

本間彌太郎殿
(季直)

本間下總守殿
(時季)

本間歸本殿
(秀高)

本間山城守殿
(高統)

六月十四日。上杉景勝、畠山左近將監に、能登

の内希望の地を知行せしめんことを約す。

【續波古北微録】

一七四四

内々於當國(越後)一所契約可申之由雖令存、萬方手塞故延引。然處今般於能州、御望之地任其意候。自然相支儀於有之者、對直江(金澤)御理、重而可申定候。然者乍御大儀、當劄御在國尤候。恐々謹言。

天正十年
六月十四日

景勝 在判

畠山左近將監殿

（本文書畠山左近將監に能登の内希望の地を知行せしむといふも、同國は既に一圓前田利家の所領たるが故に、固より空文に止れり。）

六月十七日。前田利家、柴田勝家に、能登の不穩なるが爲上洛軍に従ふ能はざることを答報す。

【薰墨集】

一七四五

昨日者預尊書、拜閱本望至極存候。即御狀佐玄へ爲持遣候。仍今度於山崎(山崎)、明知及合戰討死任之由被仰聞候。誠

以各達本意候之段、大慶不過之候。御心底奉察候。就其爲先勢、伊州・三左衛門殿・久右衛門殿御出陣之由承候。彼表一左右次第可被出御馬之由、尤存候。拙子も可成其意候。然者不實ニ候へ共、爰許一揆之取沙汰申候間、端郡ニ取出普請申付候。當國牢人共も、舟を相集當浦へ可罷上造意仕之由風説候間、人數召連可罷立段致遠慮候。然共御出陣に付ては、仕置之段申付、馬五十・百之體にても御供可申候。御注進次第候。委細佐玄へ申入候之間、可有御演説候。猶使者申含候。恐々謹言。

六月十七日
(天正十年)

利家 在判

柴修様
(柴田勝家)

前又左
利家

人々御中

六月十九日。假掲

【薰墨集】

一七四六

態以書簡伸愚意候畢。仍雖不實之義候、能州之國土溫井・三宅兄弟、近年雖在越後、就信長公之義、親時節語

越後勢成歸國之望由、衆口同音ニ申鳴候。若於事實者、注進次第御加勢奉頼存候。恐惶謹言。

六月十九日
(天正十年)

前田又左衛門尉
利家 在判

柴田修理殿
(勝家)

佐久間玄蕃殿
(盛政)

人々御中

（この文書は甫庵太閤記より採れるものなるべく、眞僞疑ふべし。）

六月廿四日。假掲

【薰墨集】

一七四七

先日申談候遊佐・溫井・三宅、昨廿三日越後勢同道仕、石動山へ取入、近邊あら山と云所を要害に構候はんと、今曉歛初之由申來候。今明之間不去兩葉、可用斧柯覺之候。早速於御合力者、可爲本望候。恐惶謹言。

六月廿四日
(天正十年)

前田又左衛門尉
利家 在判

柴田修理殿
(勝家)